

## <お食事について>

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しています。

### 【入院時食事療養の標準負担額について】

区分	1食あたりの負担額
・所得区分が一般の方	510円
・特定医療費（指定難病） 受給者証をお持ちの方	300円
・小児慢性特定疾病受給者証 お持ちの方（住民税非課税世帯を除く）	240円
・住民税非課税世帯の方	190円
・住民税非課税世帯の方で過去1年間の 入院日数が90日を超えている場合	110円
・住民税非課税世帯に属しかつ 所得が一定基準に満たない 70才以上の高齢受給者	